



平成十三年版 環境白書

# 循環型社会実現への指針を示す

政府はこのたび平成十三年版環境白書をまとめた。環境省では大量生産・大量消費・大量廃棄の「量」に依存した社会から脱却し、地球と共生しながら持続する循環型社会を実現できた時の日本の姿を現す「環(わ)の国」を二一世紀の我が国が目指すべき姿であると提示しているが、今回の白書では循環型社会を実現するための方向性を示す「新たな環境基本計画」の考え方を明らかにしており、「循環」「共生」「参加」「国際的取組」といった四つのキーワードのもと環境政策の基本理念を明らかにしている。

## 持続可能な社会に向けた環境政策の基本理念

### 一、持続可能な社会の構築のための条件と四つの長期的目標

私たちが目指す、持続可能な社会において、まず、循環を基調として社会経済のシステムや社会基盤が形成されなければならない。また、人間活動は、国土の多様な生態系が健全に維持されるとともに、人と自然との豊かなふれあいが確保されるよう、人と自然との微妙な関係を考慮しながら、生態系から享受している様々な恵みを減ずることのないように、行われなければならない。

こうした社会を構築していくためには、社会を構成する各主体が自ら行動に十分な環境配慮を織り込ん

第一に「循環」とは、循環への負荷をできる限り少なくし、循環を基調とする社会経済システムの実現を目指すことである。

私たちは、大気環境、水環境、土壌環境などへの負荷が自然の物質循環を損なうことよって環境が悪化するのを防止しなければならない。このため、資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの利用の面でより一層の効率化を図り、再生可能な資源の利用の推進、廃棄物等の発生抑制や循環資源の循環的な利用及び適正処分を図るなど、物質循環をできる限り確保するという考え方である。

第二に「共生」とは、環境の特性に配慮しながら健全な生態系を維持、回復し、自然と人間との共生の確保を目指すことである。

私たちは、大気、水、土壌、多様な生物など人間の間での相互作用により形成される環境の特性に応じて、貴重な自然の保全、二次的自然環境の維持管理、自然的環境の回復、野生生物の保護管理などのような形で環境に適切に働きかけていく必要がある。また、社会経済活動を

自然環境に調和したものとしながら、その賢明な利用を図るとともに、様々な自然とのふれあいを図り、自然と人との間に豊かな交流を保っていく必要があるという考え方である。

第三に「参加」とは、あらゆる主体が環境への負荷の低減や環境の特性に応じた賢明な利用などに自主的積極的に取り組み、環境保全に関する行動への主体的な参加を目指すものである。

私たちは、人間と環境との関わりについて理解し、環境へ与える負荷、環境から得る恵み、環境保全に寄与しうる能力などに照らしてそれぞれの立場に応じた公平な役割分担を図っていかねばならない。また、各主体間の情報ネットワークも積極的に活用しながら、相互に協力、連携し、相乗効果が発揮できるよう環境保全のための取組を進めていかねばならない。特に、浪費的な使い捨てスタイルを見直すなど日常生活や事業活動における価値観とライフスタイルを変革し、あらゆる主体の社会経済活動に環境への配慮を組み込んでいくという考え方である。

第四に「国際的取組」とは、国際社会の舞台におけるわが国からの積極的な取組により地球環境の保全への着実な寄与を目指すものである。

地球環境の保全は、人類共通の課題であり、各国が協力して取り組むべき問題である。わが国の社会経済

でいく必要がある。そのためには、環境を大切にしようとする考え方が社会全体に広まり、社会の中で環境配慮に関するルールや社会基盤が用意され、各主体が自然な形で、容易に環境配慮のための取組を実行できることが必要である。また、私たちには、地球環境保全への国際的な動きに適合するだけでなく、わが国固有の能力と経験を活かし、よりよい地球環境の形成に向けてリーダーシップを発揮することが求められている。

次のような構成でまとめられた「環境基本計画」では、「環境基本法」の環境政策の理念を実現し、持続可能な社会を構築するための条件を満たすために、「循環」「共生」「参加」「国際的取組」という四つの長期的目標を掲げている。

## 政 策

活動は、地球環境から様々な恵沢を享受する一方、大きな影響を及ぼしていることを認識しなければならぬ。

わが国は、率先して持続可能な社会を構築することにより、「環の国」日本として国際社会に貢献する途を歩むことが求められている。このため、わが国の取組の成果や深刻な公害問題の克服に向けた努力の結果得られた経験や技術などを地球環境の保全に活用していくことが重要である。また、地球環境を共有する各国との国際的協調の下に、わが国が国際社会に占める地位にふさわしい国際的イニシアティブを発揮していくという考え方である。

## 二、持続可能な社会の構築に向けた環境政策のあり方

1、社会の諸側面を踏まえた環境政策  
持続可能な社会を構築していくためには、環境問題の根本にある社会のあり方そのものを転換していくことが不可欠である。このため、経済的側面、社会的側面、環境の側面という社会経済活動の各側面を統合的にとらえ、環境政策を展開していくことが重要である。これら社会の三つの側面の関係については、環境が人類の生存基盤であり、社会経済活動は良好な環境があつて初めて持続的に進むことができるということが大前提となっている。

2、生態系の価値を踏まえた環境政策  
すべての社会経済活動は、人類の存続の基盤となっている生態系のも

たらす様々な恵みなしには成り立たない。自然資源を利用する場合には、生態系が複雑で絶えず変化し続けており、生態系が健全な状態で存在していることそれ自体に価値があることを十分に認識しなければならぬ。また、それらの活動は、生態系の構造と機能を維持できるような範囲内で、その価値を将来にわたって減ずることのないように行われる必要がある。

3、環境政策の指針となる四つの考え方

汚染者負担の原則、環境効率性、予防的な方策及び環境リスクの四つの考え方は、今後の環境政策の基本的な指針と位置付けることができる。

## (ア)汚染者負担の原則

社会経済に環境配慮を織り込み、希少な環境資源の合理的利用を促進するための最も効率的な方策は、生産と消費の過程における環境利用のコストを市場価格に内部化することである。そのような観点から、汚染者負担の原則を環境保全のための措置に関する費用の配分の基準と位置付けることができる。

## (イ)環境効率性

持続可能な社会を構築していくためには、経済活動の評価に環境保全における効率性の視点を導入することが必要である。すなわち、環境効率性の考え方を、生産現場から社会全体に至る各段階に適用し、物の生産やサービスの提供に伴う環境負荷の低減の目標設定あるいは改善効果

の評価に活用していくことが必要である。環境効率性は、経済と環境の双方に利益をもたらすアプローチを具体化する際の指標としての役割も担う。

## (ウ)予防的な方策

環境問題の中には、科学的知見が十分に蓄積されていないことなどから、発生のメカニズムの解明や影響の予測が必ずしも十分に行われていないが、長期間にわたる極めて深刻な影響あるいは不可逆的な影響をもたらすおそれが指摘されている問題がある。このような問題については、完全な科学的証拠が欠如していることを対策を延期する理由とはせず、科学的知見の充実に努めながら、必要に応じ予防的な方策を講じることが重要である。

## (エ)環境リスク

内分泌かく乱化学物質などの化学物質による人の健康や生態系への影響をはじめとして、不確実性を伴う環境問題への対処が今日の環境対策の重要な課題である。このような環境問題については、科学的知見に基づき環境上の影響の大きさや発現の可能性などを予測し、対策実施の必要性や緊急性を評価していくことが必要である。この環境リスクの考え方は、多数の要因を考慮して政策と取組の優先順位を判断する場合や、環境媒体あるいは各分野を横断した効果的、整合的な対策を推進する場合の考え方として有用である。

4、環境上の「負の遺産」の解消  
環境上の「負の遺産」としては、

有害物質による土壌や地下水の汚染、難分解性有害物質の処理問題、地球温暖化問題やオゾン層の破壊問題などが挙げられる。これらの原因をつくつた現在世代は、これまでの蓄積も含め、将来世代に環境影響を可能な限り残さないよう努める責務がある。このため、「負の遺産」の状況の把握、原因となる環境負荷の排出の抑制、難分解性の有害物質の管理や処理などを進めていかなければならない。

## 三、これからの環境政策を進めるに当たっての留意事項

1、あらゆる場面における環境配慮の織り込み

持続可能な社会を構築していくためには、国民、事業者などの意識や行動が目指すべき方向に沿つたものとなり、各主体の行動に自ら環境配慮が織り込まれていくことが不可欠である。一方で、各主体が持続可能な方向に沿つたライフスタイルを選択し、自らの行動に環境配慮を織り込んでいくこととする場合に、これを容易にする社会環境が整っていることも必要である。したがって、国民、事業者などの意識や行動の転換と社会のあり方の転換を同時並行的に進めていかなければならない。

このため、政策主体としては、持続可能な社会を構築するための道筋を提示して、社会転換のための条件を整備すること、汚染者負担の原則の普及を通じ、環境の利用のコストについては、市場価格に内部化する

という考え方の浸透を図ることなどが求められる。また、国民、事業者、行政などの各主体間のパートナーシップの確立や環境に関する情報の収集と提供、幅広い実践的な環境教育、環境学習の展開を図ることも重要である。これらに加え、社会が持続可能な方向にあるかどうかを測定しうる新たな指標や国民及び事業者などが自らの行動を環境保全の観点から自主的に点検しうる方策の開発を進めていくことが必要である。

社会のあり方の転換に当たっては、国民、事業者などの社会経済活動の前提となっている社会経済システムや国土の利用を十分な環境配慮が行われたものにしていくことが重要である。

例えば、社会経済システムについては、環境負荷に直結する資源採取、生産、流通、消費、廃棄に関連するシステムにおける環境配慮をより確実なものとするため、関係主体が環境配慮を行う機会を事業などの企画や立案などの意思決定過程に適切に組み込んでいくことが考えられます。また、社会全体の方向に大きな影響力を持つ税財政のシステムや金融システムについては、環境施策全体の中での位置付けを踏まえながら、環境保全の観点にも配慮した検討が必要である。

次に、国土の利用については、国土の開発整備や土地利用に関する各種計画と環境保全に関する計画との相互の連携を図ることが考えられる。また、地域づくりなどにおいて

も、住民の参画の下、地域の持つ環境資源や環境情報を活しながら、環境配慮の織り込みを進めていくことが必要である。

さらに、社会基盤の整備と運営については、それらが持続可能な社会の構築のための基本的方向に沿ったものとなるよう、必要な環境配慮を織り込むとともに、環境負荷の低減や処理、環境の維持、復元、創造、環境に関する技術開発、モニタリングなどのために必要な投資を一層進めていかなければならない。また、社会基盤の整備に関する事業の実施に際しては、それらの意思決定過程に環境配慮の機会を適切に組み込んでいくための検討が必要である。

2、あらゆる政策手段の活用と適切な組合せ  
環境政策を進めていくにあたっては、環境問題の構造変化に適切に対応して新たな政策手段の開発や既存の政策手段の改良、適用範囲の拡大などを行いながら、あらゆる政策手段を、ベスト・ミックス(最適な組合せ)の観点から適切に組み合わせる。政策パッケージを形成し、相乗的な効果を発揮させることが重要である。  
そのような施策の展開に当たっては、事業者などの自主的な環境保全のための行動の促進、経済的手法の活用による環境利用のコストの内部化、環境マネジメントシステムの導入など環境配慮を意思決定過程などへ織り込む仕組みの構築に特に留意する必要がある。

(11)の戦略的プログラム

重点的に取り組むべき施策

環境問題(分野別)

- 地球温暖化対策の推進  
京都議定書の締結に必要な国内制度への総力を挙げた取組。規制的手法や経済的手法、自主的取組等あらゆる政策手法を組み合わせた対策の推進。
- 物質循環の確保と循環型社会の形成に向けた取組  
自然界の物質循環をできるだけ阻害しない環境型社会の構築のため、基本的枠組みとなる循環型社会形成推進基本計画の方向性を提示。
- 環境への負荷の少ない交通に向けた対策  
交通からの環境負荷を低減するため、都市構造、事業活動や生活様式も含めた総合的対策を推進。このため、地域レベルの総合的計画の策定等を進める。
- 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組  
人の生活や自然の営みの中で、自然の水循環の持つ恩恵を享受することを図る。このため、流域を単位とした環境保全上健全な水循環計画の作成とその枠組みについての基本的な考え方を提示。
- 化学物質対策の推進  
化学物質による環境リスクを管理するための基本的な考え方を提示。
- 生物多様性の保全のための取組  
生物多様性の保全とその持続可能な利用を図ることを自然環境保全施

策の中心的課題に位置付け、そのための基本的な考え方と施策の方向性を提示。

政策手段

- 環境教育・環境学習の推進  
環境教育・環境学習を環境政策全体に係る主要な政策手段として位置付け、各政策分野において活用。
- 社会経済の環境配慮のための仕組みの構築に向けた取組  
規制的手法、経済的手法、自主的取組などの各政策手法を用いる際の考え方を整理。それらの最適な組合せの形成(政策のベスト・ミックスによる政策パッケージ)を推進。
- 環境投資の推進  
あらゆる投資への環境配慮の織り込み。環境上の「負の遺産」の解消や省エネルギー、省資源を含む環境分野の投資を社会資本投資の重点分野として位置付け、ITの活用と森林の維持、保全及び整備を特に重視。

あらゆる段階の取組

- 地域づくりにおける取組の推進  
持続可能な社会への転換を地域レベルから進め、循環と共生の考え方を地域づくりに織り込むため、共通の視点となる考え方や取組の方向性、推進の仕組みなどを提示。
- 国際的寄与・参加の推進  
国際的な取組にイニシアティブを発揮。特に、アジア太平洋地域を重視。このため、国際協力を推進し、そのための戦略と基盤づくりの強化を図る。

フォーラム

平成12年度 地域づくり自治大臣表彰

世界に開かれたまち

現地レポート

岩手県

ふじ さわ ちょう  
藤 沢 町

ホームステイするオーストラリアの高校生



地域に根ざし 世界に開かれた町づくりを目指して

はじめに

藤沢町は、岩手県を南北に縦断する北上高地の最南端の丘陵地帯に位置し、宮城県に隣接する人口約一〇、六〇〇人、面積約一二三平方キロメートル、その六割が山林という東北の典型的な中山間地の町である。

町内には縄文時代の遺跡が数多くあり、また平安時代末期の奥州安部氏と源氏が戦った前九年の役の古戦場、仙台伊達藩時代のたたら製鉄とキリシタン殉教の哀史など、古い歴史と史跡の町でもある。

国際交流の経過

高速交通網の整備によって、首都圏との時間が短縮され、様々な情報が瞬時に入ってくるようになった。このような中で、藤沢町は外国人と気軽にふれあい、異文化を理解し尊重するという環境にはなく、排他的で保守的な土地柄であった。そこで、国際化社会に対応した町づくりには、次代を担う人材の育成が大切であるとの認識により、英語圏の国から国際理解事業講師を招聘することになった。

昭和五十八年（一九八四年）、地域に根ざし世界に開かれた町づくりの一翼を担うため、町議会議員、町職員をはじめ、町内有志により「藤沢町国際親善協会」を設



立、町民と講師夫妻との交流を支援することにした。当初、会員数は二五名、町からの補助金のほか、会員からの会費により運営していた。

講師招聘と同時に、中学校での英語指導、小学校などでの訪問活動をはじめ、英会話教室を開始。設立から一八年を経た今、会員は二二三名となり、町内六小学校の教室などを利用した英会話教室の受講生は毎年一〇〇名を超えた。

そして日本語教室、中国語教室、オーストラリアとの交流、ベトナム、フィジーからの研修生の受け入れなど、幅広い交流事業が展開されるまでになった。

オーストラリアからの講師とともに

藤沢町の国際交流の発端は、子どもたちに生の英語に触れさせたなどの願いから、昭和五十八年オーストラリアより英語講師を招聘したことに遡る。当時、自治体独自で招聘する市町村はほかに例があまりなく、先駆的な役割を演じ、それが今日の国際交流事業の

フォーラム

オーストラリアに設置した日本庭園



進展に大きく寄与することになった。現在までに、オーストラリアから一二組二四名の講師が招聘され、帰国後は本町の国際交流活動に全面的に協力して頂いている。講師には現地の高校の日本語教師も二名含まれ、その後の交流事業に大きな成果をもたらしているところである。

また、過去五組の講師は子どもを伴って赴任し、保育園、小学校、中学校に藤沢の子として通った。藤沢の子どもたちは、オーストラリアの子どもたちと直接接することにより、オーストラリアと日本の違いを発見し、また英語が単なる教科の一つではなく、実際に話されている言葉だと痛感しているのである。

どの講師も、その家族も広く町民と接して異文化を積極的に紹介

し、そして藤沢町を愛し、住民に親愛の情を示した。

海外派遣事業

かつては「ガイジン」と奇異な目を向けた住民も、今度は直接海外に出て異文化に触れようと、「中高生ホームステイ短期留学事業」を開始した。この事業は、平成二年（一九九〇年）に始まり、平成一二年度で計一三八名の中学生及び高校生が、夏休みを利用して南半球オーストラリアを訪れている。

平成三年度からは、女性の海外研修事業である「ママさんの翼」を実施した。その後、男性にも門戸を広げ「町民の翼」と名称を変更し、現在では元気なお年寄りの海外研修事業として実施している。

国際友好親善の町提携

国際友好親善の町オーストラリア、クイーンズランド州、デュアリンガ町（Duarlinga Shire）は、人口一万二千人の農業と鉱業の町である。平成五年七月には、藤沢町からの代表団五〇名の参加のもと、デュアリンガ町において「国際友好親善の町」提携調印式が行われた。そして、同年十一月には、デュアリンガ町から議長夫妻を迎え、盛大なセレモニーを開催した。同時に、藤沢町国際親善協会が設

立十周年を迎えたことから、オーストラリア政府主催の文化公演「セレクト・オーストラリア」を北東北では唯一招致し、慶賀の行事に花を添えた。

日本庭園、セミナーハウスを設置

平成十年、提携が五周年を迎えたことから、デュアリンガ町ではクイーンズランド州を代表するよな日本庭園を設置したいとの申し出があったため、藤沢町では同年二月造園技術者や大工ら一〇名で構成するボランティア派遣団を現地に派遣し、現地スタッフとの共同作業により「枯山水」の庭園を建設した。

セミナーハウスは、同年デュアリンガ町との交流を促進するため



郷土芸能団体を派遣

に建設された。この施設は、藤沢町から現地を訪問する町民の宿泊、交流用として利用するほか、日本語研修の場所として地元にも開放されている。

また、ホームステイ事業を通して交流のあるクイーンズランド州の高校三校には、高さ三メートルにも及ぶ石灯籠を友情のシンボルとして寄贈し、相互交流を永続的なものにするため「友好協定」を締結した。

ホームステイによる交流

平成六年から毎年オーストラリア、クイーンズランド州から日本語を学ぶ高校生一行が来町する。これらの高校は、友好協定を締結した私立男子校と女子校であり、毎年交互に訪れている。両校とも日本語を外国語の授業として採用しており、語学研修をかねて藤沢を訪れている。受け入れにあたっては、ホームステイを基本とし、派遣生徒はもとより広く町民に呼びかけボランティアとして引き受けている。これら草の根交流は、受け入れ家庭に大きな感動をもたらしている。

その他の交流

平成九年、十二年には郷土芸能の海外公演を行った。最初の派遣団体は、「田植え踊り保存会」で大人一〇名による公演で、デュア

フォーラム

リンガ町の市民会館をはじめ、四会場で大勢の聴衆を前に伝統の舞を披露した。

平成十二年六月には、同町をシドニーオリンピック聖火リレーが通過するため、中学生らで構成する「大籠南部神楽保存会」を派遣し、歓迎セレモニーに花を添えた。

オーストラリアとの交流のほか、フィジーからは国際協力事業の一環として陶芸研修生を一年間受け入れ、陶芸技術の研修を行うとともに、ホームステイすることにより地域の輪が広がった。平成九年の「藤沢野焼祭」では、駐日フィジー大使館の全面的な協力により、フィジーからダンサーを招待しフィジアンダンスを披露。現在では町内の小学校とフィジーの小学校の絵画交流に発展している。



中学校で自国を紹介するベトナムの生徒

ベトナムとの交流では、平成八年から毎年日本語研修生と相互理解を目的にホーチミン市から研修生を招聘。平成十年は民族楽器演奏者を招聘し、ベトナムの民族音楽を紹介すると同時に、町民を対象にベトナムの文化、生活習慣の理解を深めるセミナーを開催した。

終わりに

一般的にいつて、国際交流は英語圏との交流に偏りがちであるが、藤沢町の場合はアジア、太平洋諸国を含め環太平洋にその交流の輪が広がってきている。オーストラリアとの交流に限らず、世界各国の人々と対等な立場で交流することにより、二一世紀の町づくりの担い手を育成し、それが地球市民社会の育成に、そして開かれた地域社会に結びつくと考え、今後も積極的に各種交流事業を展開していきたい。

終わりに、行政との両輪として国際交流を推進してきた藤沢町国際交流協会は、これまでの取り組みが高く評価され、(財)国際交流基金から平成十年度地域交流振興賞が贈られた。そして、藤沢町は平成十二年度に自治大臣から世界に開かれた町として表彰をいただいた。関係各位の深いご理解とご協力に感謝したい。

( 藤沢町長 佐藤 守 )

年次有給休暇の取得促進について **総務省**

年次有給休暇を積極的に活用しましょう！

職員とその家庭にゆとりをもち、職業生活と家庭生活、地域生活との調和を図るために重要なことです。

公務員生活の節目(例えば一〇年目、二〇年目)や誕生日(職員・家族)などに年次有給休暇を取得しましょう。

年間、最低二桁の年次有給休暇を取得するよう心掛けましょう。

年次有給休暇を取得しやすい環境整備をしましょう！

年次有給休暇の取得計画表を作成しましょう。

さらに、次のような工夫にも取り組んでみてください。

計画表は毎月作成し、業務予定をできる限り早期に職員に周知しましょう。

職場内の応援体制の整備に努

め、職員が互いに協力して年次有給休暇の利用促進を図りましょう。

特に夏季においては、夏季休暇と年次有給休暇を組み合わせたなど一週間以上の連続休暇を取得するようにしましょう。

年次有給休暇の取得促進には管理職員のリーダーシップが大切です。

管理職員が自らリーダーシップを発揮して、各職員に年次有給休暇の取得を促進させることも重要です。

そのためには、次のような取組を進めましょう。

管理職員自らが率先して年次有給休暇を取得する。業務予定をできる限り早く職員に周知させ、管理職員から職員に対して「声かけ」をする。

職場内の業務の進捗状況を的確に把握して、計画的な年次有給休暇の取得を職員に促す。

情 報

新任都道府県町村会長の略歴

宮城県町村会は五月二十九日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。宮城県町村会長 志田郡鹿島台町長

鹿野 文永

昭和十年七月二十一日生



【住所】宮城県志田郡鹿島台町深谷字鴻ノ巣十四番地の一

【町村長に当選するまでの経歴】

昭和四十四年鹿島台町農業委員 五十年鹿島台町長

【町村長としての当選回数】七回

【町村会関係の経歴】平成九年大崎地方町村会長

【主な業績】農家高齢者創作館・町立保育所完成 中央児童館・公民館・勤労青少年ホーム完成 鹿島台中学校新校舎・第三幼稚園園舎・鹿島台第二幼稚園新園舎等完成 学童農園開園 町民憲章・町の木、町の花、町の鳥制定 町民憩いの森開園

鹿島台第二小学校新校舎完成 国民年金保養センター「みちのく路」落成 保健センター完成 防災行政無線開局 吉田川改修激特事業完工

中華人民共和国河南省鄭州市金水区と友好都市締結 二線堤・国道三

四六号鹿島台バイパス起工式 スクールバス運行開始 役場分庁舎に証明書発行窓口開設 瑞・華・翠交流施設完成 ミニバス(町民バス)運行開始 在宅介護支援センター完成 鹿島台中学校体育館完成

【趣味】将棋、山歩き

【家族】妻、長男夫婦、母

山梨県町村会は五月二十九日の定期総会で次のとおり会長を選出した。

山梨県町村会長 北都留郡上野原町長

奈良 明彦

昭和十二年九月十六日生



【住所】山梨県北都留郡上野原町上野原三二二一番地

【町村長に当選するまでの経歴】

上野原町議会議員 山梨県議会議員 昭和六十二年上野原町長

【町村長としての当選回数】四回

【町村会関係の経歴】平成元年・五年山梨県町村会副会長 二年・八年北都留郡町村会会長及び県町村会常任理事

【主な業績】島田小学校、上野原小学校、四方津小学校、巖中学校、校舎・屋内運動場・水泳プール・グラウンド・給食施設等建設、西原中

学校 大目小学校屋内運動場建設、桐原小・中学校給食施設建設 小・中学校へ教育用コンピュータ整備 学校給食共同調理場 あおぞら・図書館・「上野原スポーツプラザ」少年野球場 兼ソフトボール場 町民プール建設 工業団地・帝京科学大学等誘致 ふるさと長寿館建設 東部広域連合等設立 コミ処理施設建設 中山間地域総合整備事業着手 公共下水道工事着手 デイサービス事業開始 学童保育の開始 町立病院オータリングシステム導入及び人工透析開始 上水道施設整備 住民情報システム稼働 三町村公共施設の相互利用開始 出産奨励金制度導入

【趣味】園芸、ゴルフ

【家族】妻、長女、長男夫婦、孫三人

福島県町村会は、六月一日の定期総会で次のとおり会長を選出した。

福島県町村会長 伊達郡国見町長

富永 武夫

昭和七年五月十一日生



【住所】福島県伊達郡国見町大字藤田字太子堂四十一番地

【町村長に当選するまでの経歴】

福島県郡山商工労政事務所長 福島

県議会事務局次長 福島県出納局次長 県北行政事務所長 昭和六十三年国見町長

【町村長としての当選回数】四回

【町村会関係の経歴】平成八年伊達地方町村会会長 同年福島県町村会理事 十一年福島県町村会副会長

【主な業績】工業団地整備、企業誘致 農業生産基盤整備(ほ場整備)

学校社会教育(体育)施設等整備(幼稚園) 小学校二、給食センター、観月台文化センター、上野台総合運動公園(多目的屋内グラウンド) 住宅団地国見ニュータウン等三団地の造成分譲 町営住宅建設、雇用促進住宅誘致 上水道・公共下水道整備

J・A伊達みらい農業協同組合の合併

【趣味】読書、パソコン

【家族】妻、息子夫婦、孫二人

1ヵ月でもふやせる、引出せる



お預入れは10万円以上1万円単位。原則、毎月26日に予定配当率を見直します。

安田信託銀行

情 報

滋賀県町村会は五月三十一日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。滋賀県町村会長 愛知郡秦荘町長

北川 眞道  
きたがわ しんどう  
昭和四年三月十二日生



【住所】滋賀県愛知郡秦荘町岩倉六一七番地

【町村長に当選するまでの経歴】

昭和二十二年八木荘村役場職員 三十年秦荘町役場職員 五十四年秦荘町助役 六十二年秦荘町長

【町長としての当選回数】四回

【町村会関係の経歴】平成七年滋賀県町村会監事 九年滋賀県町村会副会長

【主な業績】町全域ほ場整備(八〇〇ha)完成 農業総合整備モデル事業完成 宇曾川全面改修(全支流を含む)完成 公共下水道町全域事業所を含む)本年十月完了 保健センターの建設 歴史文化資料館建設 ハーティーセンター建設 図書館建設 総合福祉センター建設 全天候型ドーム建設 児童公園建設 温水プール建設中  
【趣味】読書、俳句  
【家族】妻

秋田県町村会は六月五日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。秋田県町村会長 秋田郡上小阿仁村長

北林 孝市  
きたばやし こういち  
大正十二年二月二十八日生



【住所】秋田県北秋田郡上小阿仁村福館字山根一三番地一

【町村長に当選するまでの経歴】

昭和十八年教諭 四十六年荒瀬小学校長 四十九年上小阿仁中学校校長 五十五年小沢田小学校長 五十八年上小阿仁村長

【町長としての当選回数】五回

【町村会関係の経歴】昭和六十三年北秋田郡町村会副会長 平成元年北秋田郡町村会長 三年秋田県町村会監査委員 五年秋田県町村会副会長

【主な業績】村立国保診療所改築 村民憲章制定 関東地区かみこあに会設立 結婚相談所開設 男子型企業、三意工業」誘致 後継者祝金・仲人報奨金制度及び長寿祝金制度発足 防災行政無線開局 村政一〇〇周年事業実施 「おらがふるさとフェスティバル」、林業シンポジウム 「小阿仁川の清流を考えるシンポジウム」、桜まつり、秋田県植樹祭な

ど開催 台湾省萬巒郷と姉妹都市提携 中学校にパソコン導入 下水道事業推進 高齢者生活福祉センター・コミュニティセンター(山ぶじ温泉)・道の駅「かみこあに」・生涯学習センターなどオープン 全天候型人工芝テニスコート・野菜集出荷施設・保健センター・ふれあい公園など完成 第三セクター「かみこあに観光物産株」設立 地域インターネット事業の導入 村史発行 上小阿仁川下りの実施 「コブ杉」巨樹巨木百選に認定

【趣味】読書、園芸

【家族】妻

富山県町村会は、六月八日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。富山県町村会長 西砺波郡福岡町長

石澤 義文  
いしざわ よしふみ  
昭和六年七月十一日生



【住所】富山県西砺波郡福岡町福岡一〇八九番地

【町村会に当選するまでの経歴】

昭和三十八年富山県議会議員 五十年富山県議会議長 五十四年富山県議会議長 六十二年福岡町長

【町村長としての当選回数】四回

【町村会関係の経歴】平成元年富山県町村会理事 三年富山県町村会理事 九年富山県町村会副会長 十一年富山県町村会理事

【主な業績】能越自動車道福岡ICの供用等、道路、上下水道事業の推進 特別養護老人ホーム、屋内ゲートボール場等、福祉事業の推進 小中学校大規模改修、町民総合センター(アリーナ、文化ホール等)建設等、教育、生涯学習事業の推進 とやま・ふくおか家族旅行村の整備 駅舎・マルチメディアセンター、ミユゼふくおかカメラ館の建設等、観光、中心市街地活性化事業の推進

【趣味】読書、旅行、野球、ゴルフ

【家族】妻、子供

お客様からの100の課題に、100の答えを示せる銀行でありたい。  
●信託業務 ●預金・為替業務 ●融資業務  
●年金業務 ●不動産業務 ●証券業務  
●個人財産総合コンサルタント業務  
中央三井信託銀行

随 想

人づくりに想う



高知県 高橋 中 知 原 町 長 越 武 義

随 想

雲の上のまち梶原(ゆすはら)に育まれた一滴の雫が、日本最後の清流四万十川を始め四国を代表する三つの大きな流れとなり、黒潮踊る太平洋へ、穏やかな瀬戸内の海へと注ぐ。

自然豊かな梶原町は、四国の中

西部、四万十川、仁淀川、肱川の分水嶺に位置し、森林が総面積二(三六km)の九一%をしめる典型的な山村です。

また、幕末には、坂本龍馬を始め多くの志士達が日本の黎明を信じて旅立った維新の里でもあります。

高知と愛媛の県境故の風土が、茶道に代表される客人をもてなす心を持つ厚い人情が、今なお、連綿と受け継がれている町だと、私は自負しています。

我が町は、昭和三十八年に、二mを超える豪雪と台風九号による未曾有の大災害に見舞われました。そして、その復旧工事が契機となり、農林業から建設業の町へと歩み始めました。

四国カルスト高原マラソン大会



ちょうど、日本が農山村の中学、高校卒業生を金の卵としてもて

やし、高度経済成長路線へと邁進し始めた時期と軌を一にしています。

役場に勤めるといつても誰も見向きもしないこの当時(昭和三十七年)、私は町役場に奉職しました。

初めての上司が、大変律儀な方で「まず、挨拶せよ。直属の上司より遅れて出勤するな。意見は理論付けて述べよ。命令には従え。自分以外全て師と仰げ。」と仕込まれ、夜を徹して論議を重ねた事も一度や二度ではありません。

また、同僚からは「何不自由なく育ち、すんなりと奉職した君達に人の苦労が分かるか。努力が足りない努力が。」と叱咤され、鍛えられたことでした。

その度に、私は「この先輩達に優るものを一つでも持とう」と心に誓い頑張ったものです。

今の私があるのは、こうした方々のおかげだと感謝しています。

正に、「良きライバルを持てた」ということでしょう。

以来、私は現場を重視し、体を使い、経験を基本に、仕事を進めてきました。

そして今、この四十年の積み重ねから、「出来ること、出来ないこ

新刊紹介

「福祉NPO」地域を支える市民起業

洪川智明著

NPOはノン・プロフィット・オーガニゼーションの頭文字を取った略語で、非営利民間組織全体を指す。NPO法(特定非営利活動促進法)が施行されて二年半。NPO法により、現在四千を超えるNPO法人が都道府県などから認証されている。うち七割近くは高齢者の介護などを目的にする福祉NPO。

本書は現役新聞記者が公的介護保険の実施で、訪問介護などをする指定居宅サービス事業者になった全国のNPO法人を訪ねている。退職サラリーマンや主婦ら市民企業家たちが手弁当で地域コミュニティ再生に取り組んでいる様子を紹介している。

また福祉NPOだけでなく、NPOの全体像と問題点、克服すべき課題などが実例に則して分かりやすく解説されている。

高齢社会を迎え、豊かで安心できる市民が主役の社会は来るのだろうか。まだまだささやかな試みだが、NPO活動は新しい地平を切り開いてゆくヒントを与えてくれるのではないか。本書はNPOの実像を知る解説書であると同時に、これからの社会や地域との関わりを考えるときの良き案内役になってくれる。

岩波新書発行

新書判 二〇〇頁 定価七〇〇円

## 随 想

と」をはっきり伝える力を身につける大切さを痛感しています。

住民の方々に、政治的な言葉は不要だと思えます。

特に、住民一人一人の顔が見える小さな町で行政を進める時、人間同士が直接顔を合わせ、自らの思いを伝えあうこと、そして、職場においては、良好な人間関係を築くことが大切であり、このことがスムーズな業務の執行に欠かせないことだと信じています。

こうした力をつけることが、行政マンに求められるのです。

「自ら進んで目的を持ち、問題点を見つけ、法令に準拠して仕事を進める職員が少なくなり、十分に挨拶ができず、指示待ちの職員が多くなりつつある」最近の傾向を危惧する一人です。

一人一人は、高い能力を持っているのに、自ら進んで物事に取り組もうとしない、強いて言えば熱い思いと個性のある職員が少なくなっています。

地方分権、市町村合併等大きな課題が山積する地方行政の中、職員の資質の向上は不可欠です。

まちづくりは、人づくりです。「やる気」のある職員の育成に全力を注ぎます。

今、環境や自然、癒しといった

言葉に代表される山村への大きな追風が吹き始めました。

我が町は、二一世紀のキーワード「環境、健康、教育」を総合振興計画の基本構想の理念としています。

この計画は、公募による住民の方々にまとめていただいた住民主体のまちづくり計画でもあります。今までは、ともすれば強い指導力と実行力で、住民をひっぱって行くリーダーが求められていました。

しかし、これからは、それぞれの町に、自らの責任と権利に基づき、行政に積極的にかかわる住民が、いかに多く住んでいるのかが問われる時代です。

町の存廃を決するのは、住民自身である「住民自治時代」の到来です。

良き先輩や友に教わったそれぞれの時代にマッチした地域を担う人づくり対策をしっかりと受け継ぎ、ふるさとの未来を信じ、夢のある地方自治をめざし、熱き思いで取り組もう。

次週の「町村週報」は休刊させていただきます。

次号は七月十六日発行です。

## 市町村振興(サマージャンボ) 宝くじが1枚300円で発売されます。

● 発売期間 平成13年7月16日(月)  
～8月3日(金)

● 抽せん日 平成13年8月14日(火)

● 当せん金支払い開始日  
平成13年8月20日(月)

1等・前後賞合わせて3億円の豪華版!  
2等だって1億円!!

1等 2億円×44本/前後賞各5,000万円  
2等 1億円×132本

1億円以上の高額当せん者が去年の倍!  
昨年 88人 → 今年 176人

サマージャンボ宝くじの収益金は、各都道府縣市町村振興協会を通じて全国の市区町村の災害対策や明るく住みよい街づくりなどに使われます。



(この写真は平成13年度のポスターの図柄です)

財団法人 全国市町村振興協会

〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-3-3  
電話 (03)3237-9741

## 政策リーダー

## 政策リーダー

## 平成十三年版交通安全白書を閣議決定

政府は、このほど平成十三年版交通安全白書を閣議決定した。

白書は、①平成十二年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況、②平成十三年において実施すべき交通安全施策に関する計画で構成。今年度版の特色としては、本年三月十六日に決定した第七次交通安全基本計画の重点施策を中心に陸上（道路、鉄道）、海上及び航空の各分野ごとに記述されている。

中心に据えられているのは、道路交通に関することであり、平成十二年は、交通事故発生件数が前年比八万一、五七一件増の九三万一、九三四件、死傷者数が一〇万五、三六〇人増の一六万四、七六三人で、いずれも過去最悪を更新した。死者数も五年ぶりに増加に転じ、九、六六人となっている。

死者数の内訳では、六五歳以上の高齢者が三、一六六人で最も多く、次に十六歳から二四歳の若者が一、五六三人となっており、この二つの年齢層で全体の五二・一％を占めている。特に、死者数全体に占める高齢者の割合が年々増加していることから、高齢者の安全対策として、参加・体験・実践型の交通安全教育の推進、高齢者が暮らしやすい道路環境の整備等を掲げている。

## 自動車リサイクルに関する検討始まる

環境省の中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会では、自動車リサイクル専門委員会（座長 永田勝也早稲田大学教授）を設置し、使用済み自動車の減量化及びリサイクルについての検討を開始した。

同委員会では、①自動車の長寿命化・長期使用を図ること等による使用済み自動車の発生を抑制する②使用済み自動車の再使用・再生利用・サーマルリサイクルを促進することにより最終処分場の減量化を図る③生活環境保全の観点から、使用済み自動車の不法投棄を防止し、リサイクルの過程での環境保全措置を徹底し、リサイクルが困難な物を適正に処分する一等に対する具体的な対策について、またそれぞれの関係者などのような役割を果たすべきかの検討を行うこととしている。

今後の日程としては、関係者からのヒアリング、パブリックコメントの実施などを経て、九月上旬に中間とりまとめを行う予定としている。

なお、町村からは、群馬県板倉町から委員が参画している。

また、経済産業省の産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会においても、破砕くずやエアバックなどの引き取りをメーカーに義務づけ、処理費用をユーザーから徴収する仕組み等について検討を行っており、最終的には両委員会でのとりまとめをすり合わせ、自動車リサイクル法案に盛り込む予定としている。

## 水産基本法成立

六月二十二日、今後の水産政策の理念と施策の基本方向を明らかにした水産基本法が漁業法等の関連法とともに成立した。本格的二百海里時代の到来、周辺水域の資源悪化等による漁業生産の減少、担い手の減少、高齢化など、水産業が厳しい状況に直面していることから、沿岸漁業等振興法に代わるものとして成立が果たれていた。

水産基本法は漁業部門だけでなく、資源、流通、加工、消費までを対象に国民全体の政策視点に立っているのが特徴で、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展の二つを基本理念として掲げている。そして、この基本理念を実現するための基本的施策の方向について明示している。

水産物の安定供給の確保に関する施策としては、水産資源の適切な保存・管理や調査・研究、環境に配慮した水産動植物の増殖・養殖の推進、水産物の輸出入等について規定し、また、水産物の健全な発展に関する施策として、効率的、安定的な漁業経営の育成、人材の育成・確保、水産加工業・流通業の健全な発展、水産基盤の整備、技術の開発・普及、漁村の総合的振興など、各般にわたる施策の方向が明記されている。

また、水産施策の総合的、計画的な推進をはかるため、水産基本計画を定めることにしており、計画はその後の情勢の変化や施策の効果を踏まえ五年ごとに変更される。

今後、水産庁では新たな水産政策の関係者への速やかな周知をはかるとともに、年度内に水産基本計画を策定することとしている。